第7回 東京都北区子ども・子育て会議議事要旨

[日 時]

平成26年8月5日(火)18:30~21:00

「会場]

北とぴあ7階第2研修室

[出席者]

岩崎会長、神長副会長、半田委員、我妻委員、荒木(正)委員、小俣委員、酒井委員、鹿田委員、 鈴木(將)委員、星委員、堀江委員、松澤委員、高草木代理委員、小針委員、坂内委員、鈴木(香) 委員、橋本委員、松本委員、内海委員、小川委員、柴田委員、竹内委員、田渕委員

[次 第]

- 1. 開会
- 2. 議事
- (1) 新制度に係る各種基準についての報告
- (2)「区立幼稚園の今後の方向性」について
- (3)「北区子ども・子育て支援計画 2015 (素案)」について
- (4) その他
- 3. 閉会

[配布資料]

資料 1-1	子ども・子育て支援新制度施行に関する制定条例等概要版
資料 1-2	保育の必要性の認定に関する基準について
資料 2	「区立幼稚園の今後の方向性」について
資料 3	北区子ども・子育て支援計画 2015 (素案)
参考資料	委員提出資料

1 開会

- 【会長】皆様こんばんは。定刻になりましたので、第7回北区子ども・子育て会議を始めます。今日は 猛暑の中、そしてお忙しい中、ご出席ありがとうございます。第6回が3月でしたので、今日は第 7回で、委員全員がそろうのは久しぶりです。本日は各種基準について意見をいただきたいと思います。それでは事務局から本日の出席の確認について、お願いいたします。
- 【事務局】皆様こんばんは。本日は、欠席の連絡をいただいているのが、石塚委員、大塚委員となっています。石塚委員については、代理で高草木委員に出席いただいています。その他、半田委員、鹿田委員はまだみえていませんが、連絡をいただいてはいないので、まもなくいらっしゃると思います。過半数は超えていますので、始めていただければと思います。

【会長】事務局からの資料の確認をお願いします。

【事務局】今回は事前に郵送致しました。本日は机上に会議次第を配っております。(資料の確認)

2 議事

- (1) 新制度に係る各種基準についての報告
- 【会長】それでは、「新制度に係る各種基準について」ですが、事前に事務局から資料を送っていただいており、皆さんは読んでいると思いますので、まずは、事務局からの説明をお願いします。
- 【事務局】来年度から始まります、子ども・子育て支援新制度について、各市区町村が準備をしておかなければならないものとなっています。

資料1-1をご覧下さい。「子ども・子育て支援新制度施行に関する制定条例等概要版」と書いてありますが、その中身として、4種類の基準があります。一つ目に「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、二つ目に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、三つ目に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、四つ目に「保育の必要性の認定基準」となっています。これらの基準について、区で条例や規則で定めていくこととなります。紹介した1から3については、法律で、条例を制定することが定められています。4番目については、必ずしも条例でなくてもよいとされており、北区でも検討しています。9月の議会に上程をしていきますが、北区としての考えをまとめましたので、意見をいただきたいと思います。

概要版の見方について、最初に基準の名称があります。次に説明ということで概要があり、その下に従うべき基準と参酌すべき基準があります。従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものとなっています。参酌すべき基準は、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準です。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準ですが、概要として、家庭的保育事業等とは、原則3歳未満の保育を必要とする子を対象とする、以下の4類型の保育事業を指し、子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた事業です。認可権限は区にあるため、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分に従い、区が条例で基準を定めるものです。こちらに関しては、従うべき基準は、「従事する者及びその員数」と「運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める

もの」が従うべき基準となっており、それ以外が参酌すべき基準となっています。

家庭的保育事業等が4類型あると話しましたが、そのうちの1つ目の「家庭的保育事業」は、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を実施します。「小規模保育事業」は、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施するもので、19名以下のものです。さらに、A型、B型、C型の3つの種類があります。「居宅訪問型保育事業」は、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育で、ベビーシッターをイメージして頂ければと思います。次に「事業所内保育事業」は、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育するもので、従業員の子どもだけでなく、地域の子どもを預かる枠を設けてもらうことにより、家庭的保育事業等の一つに位置づけることができるというものでございます。

基準に対する区の規定案ですが、国の基準を準用していきたいと考えております。詳細は別表を参照して下さい。根拠法令は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項となっています。

次ページをご覧下さい。家庭的保育事業者等の一般原則、保育所等との連携の記載があります。 家庭的保育事業等は原則3歳未満を対象としているので、3歳以降になった時に、教育保育が適切 に確保ができることが重要となるため、連携協力先を確保しておくことが国の従うべき基準という ことで求められています。※印にあるように、31年度までの5年間については、経過措置が認めら れているので、5年間で連携先を決めていただくこととなっています。その他については、説明は 省略します。

4ページまでお進みください。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に対する区の規定案(別表2)です。ここでは、家庭的保育事業の4類型に当たり、職員数をはじめ、様々な項目について国の基準と区の規定案を一覧で示しています。A型、B型、C型の違いもこちらの表で確認頂けるかと思います。

5ページには、事業所内保育事業の地域枠の子どもの受け入れ数を示しています。詳細の説明は 省略しますが、新制度では、このような「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」により、 需給バランスを見ながら、区で施設の認可を行っていきます。

次の基準です。6ページをご覧下さい。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」についてです。概要は、新制度に移行する教育・保育施設や事業者は、認可を受けた後、施設型給付又は地域型保育給付の対象となるための「確認」を区から受ける必要があります。この「確認」をするための基準を、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」といいます。区は、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で基準を定めます。従うべき基準ですが、「利用定員」と「運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの」です。それ以外が参酌すべき基準です。この基準に対する区の規定案は国の基準を準用します。根拠法令は、子ども・子育て支援法です。中身としては2つに分かれており、一つ目に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に対する区の規定案が7ページです。認定こども園・保育園・幼稚園の運営に関する基準となっています。利用定員からはじまり、内容及び手続の説明及び同意など7、8、9ページの上段まで33項目となっています。特定教育保育施設については、認可は国が行い、確認のみ区が行っていきま

す。 7ページの利用定員については、認定こども園・保育所の利用定員は 20 人以上とすることとなっています。その他は省略します。

9ページをご覧ください。特定地域型保育事業の運営に関する基準で、家庭的保育事業等の運営に関する基準となっています。こちらについては、認可も確認も基準に基づいて行うこととなっています。項目についても、利用定員からはじまり、10ページまで続き、16項目の内容が記載されています。説明は省略します。

11 ページをご覧ください。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」です。概要ですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(による児童福祉法の改正)により、同法に第 34 条の8の2が追加されました。この規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、区は条例で基準を定めなければならないこととされました。なお、他条例と同様、国が定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」を勘案して策定する必要があります。従うべき基準は、「従事する者及びその員数」で、その他の基準は参酌すべき基準となります。区の規定案については、国の基準に何カ所か修正を加えていますので、別表に従い説明をします。根拠法令は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2の第2項となっています。12ページをご覧ください。学童クラブの一般原則の欄をご覧ください。国の基準で、事業対象者として、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとなっています。今回の法改正により、小学生全員が対象となりました。

次からは、区として参酌基準に基づいて、修正を加えたもののみ説明をします。事業者と非常災害対策では、区の規定案にも記載していますが、国基準では、③非常災害に対する不断の注意と訓練に努めるとしていますが、②に示しているように、計画を定めることとなっており、この計画を生きたものとするためにも③については、努力義務ではなく、義務として必ず行うこととします。設備の基準については、国基準の専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上とすることとなっています。区では、規定案を見て頂くと、地域の実情を踏まえて、面積の確保というよりも、待機児童の解消を行っていきたいという考えから、「ただし、区長が特に必要とする場合においてはこの限りではない」という文言を追加したいと考えています。12 ページは以上です。

13 ページをご覧ください。衛生管理等については、区の規定案を見ていただき、国の文言では、 医薬品の範囲が広く捉えられてしまうため、範囲を適切なレベルに限定しました。また、事故発生 時の対応については、「事故記録の作成」及び「保険への加入」規定を追加し、義務としました。

【事務局】「保育の必要性の認定基準」について、資料1-2で説明します。

趣旨としては、保育の必要性の認定にあたっては、保育の必要性の認定の「事由」のほか、「区分」、「優先利用」について国が基準を策定し、さらに、それぞれの基準等については、現行制度や各区市町村における運用の実態等を勘案し、区市町村が検討することとされています。区としての考え方をまとめましたので、ご意見をいただきたいと考えています。

保育の必要性の認定についてですが、(1)認定区分については、1号認定、2号認定、3号認定となっており、認定は、年齢、保育の必要性の有無によって、3つの区分に分類されます。さらに、2号、3号については保育の必要量に応じ、保育標準時間と保育短時間に区分されます。後ほど説明します。

(2) 保育の必要性の認定事由についてですが、表の見方ですが、真ん中で分けていただき、左側が現在の基準で、右側が新制度の「保育の必要性」の事由となっており、国と北区に分けて記載しています。ほとんど国の基準を横引きとなっていますが、一番上の部分ですが、「保護者及び同居の親族」を「保護者」としています。今までは、「保護者及び同居の親族」が保育をすることができないと認められる場合となっていましたが、今回は「保護者」に限定となっています。災害復旧までは同じですが、その他前各号に類する状態については、「保護者求職中」、「育児休業」については、局長通知ということで、現在認められているものとなっています。その他に、区独自として、「就学」を要件としています。右側を見て頂くと、今回すべてが内閣府令で認められています。この事由に基づきまして、選考指数も付与しており、世帯のうち、最も低いものをいっていますが、例えば、「求職中」は4点、「入院中」であれば10点といった形で選考指数を付与しています。

次のページをご覧ください。北区の考え方ですが、国の示す事由は、現行法上、政令及び通知に 点在するものを、内閣府令で一括的に規定するものと考えており、北区では、新制度において新た に示された事由について、「親族の長期入院」、「就学」等、すべて現行基準において対象としてき ました。よって、保育の必要性に関する事項については、基本的に現行の取扱いから変更されるも のではありません。

次に、保育標準時間と保育短時間の区分についてです。表の中ほどの「国の考え方」の下限時間ですが、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲となっており、一定の範囲を定めています。保育標準時間は主にフルタイムの就労を想定しており、保育短時間は、主にパートタイムの就労を想定しています。北区としては、就労においては、保育短時間の下限時間を月48時間とし、保育標準時間の下限時間を週30時間程度としました。

次に、就労以外の保育標準時間と保育短時間の考えですが、下の表のように考えています。標準時間がないもの、短時間がないもの等があります。それについての北区の考え方ですが、国の基準に従うこととします。「就学」は「就労」と同様に考えています。国が例示していない項目のうち、現行において長時間の利用を認めていない項目について、すなわち、6の求職活動と9の育児休業については、「保育短時間」のみの設定とします。

次に、調整ですが、北区では、保育をより必要とする方が入所できるようにするため、「保育の実施基準」を定めています。指数の高い方から順番に入所審査を行っています。さらに、同一保育指数の場合、調整指数を4つ認めています。ひとり親家庭については2点、生活保護世帯についても2点、きょうだいが認可保育園にいる場合にはプラス1点、これが加点の調整指数となっています。調整指数の減点もあります。保育料を滞納している場合にマイナス3点をしています。選考指数と調整指数を足したものが保育指数です。点数に基づき、歳児ごとに1番から順位をつけていきます。その時に同点の場合は、保育指数の同点事項に従って順位をつけていきます。一番下に税額が低い世帯となっており、最終的に全部の世帯が順番になります。調整指数がいくつあっても、ひとつしか足しませんので、選考指数の最高は10点と2点を足した12点となります。12点から優先項目に基づいて順位をつけていきますので、12点の人から審査を行っていきます。したがって、抽選や先着順ではなく決めていきます。12点の審査が終わりましたら、11点を審査します。第1希望からいくつか希望を書いてもらいますが、希望順位は他の人との関係では審査に影響しません。

4ページをご覧ください。同居の親族が外れたと先ほどお話しましたが、調整については、同居の親族が保育が可能な場合は、対象としたいと考えています。北区の考え方ですが、現行、優先利

用項目・減点項目としているものについては、引き続き優先利用項目・減点項目とします。 $0\sim2$ 歳児が対象となっている小規模保育施設、先ほど「連携施設」とありましたが、2歳の園を卒園した後、優先的に連携施設に行けるような形として、施設同士で協定を結んでいただくような形で考えていますが、協定があった場合に、その施設に優先的に利用できるように考えています。3ページに戻っていただき、7番の小規模保育事業所の卒園児のところで、連携先施設の連携枠の中で一次利用調整前に、利用調整を行うとなっています。4月の申請につきましては、1、2次の募集をして、判定をしていますが、その1次の調整の前に、連携先施設の枠の中で、優先的にさせていただきたいと思います。説明は以上です。

- 【会長】ありがとうございました。資料1-1、資料1-2について説明いただきました。質問や意見をいただきたいのですが、4つの基準があったので、1つの基準ごとに意見をいただきたいと思います。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」についていかがですか。
- 【副会長】確認ですが、今、家庭的保育事業で、小規模保育が後になるということでよろしいでしょうか。関連するかもしれないのですが、一覧表になっていて見やすいのですが、国の基準に沿って考えるということで、異論はないと思いますが、家庭的保育事業にしても、小規模保育事業にしても、小さな集団の中で行っていて、後の事業になってきますと、自己評価を義務付ける、何かあったら区に報告することを義務付けるなどの規定が出てきます。家庭的保育事業は、その規定が出てこないので、閉じているのでなおさら心配なのですが、国の規定にはないのは重々承知していますが、もし必要に応じて認可していくときには、何かあった時に報告をすることや、1年に1回は報告書を提出することや、必要に応じて立ち入り調査ができますといった規定があった方が、少し開かれるというように感じます。「家庭的」という言葉はとてもいい言葉なのですが、そこにある落とし穴みたいなものもあるので、小規模保育事業もそうですが、19人の子どもを預かっているというのは、やはり集団だと思いますので、何かあった時に、どうするかの項目があってもいいかと思います。
- 【会長】ありがとうございました。今日はたくさん意見をいただきたいと思います。
- 【委員】5ページの別表3の61人以上70人以下の受け入れ枠が20人、71人以上も20人となっており、61人以上は20人でいいと思います。
- 【事務局】精査したうえで対応します。
- 【会長】確認をお願いします。他にいかがかでしょうか。家庭的保育事業等についてはよろしいでしょうか。
 - 2つ目の基準の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」についてはいかがでしょうか。
 - よろしいでしょうか。
 - 3つ目の基準、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」についていかがでしょか。
- 【委員】衛生管理のところで、国の基準と文言を変えて、③で、「けが人等が発生した場合」などと変えたとおっしゃいましたが、実際にあらゆる場合を想定すると多くなってしまうなどもあると思いますが、けがではないのですが、今の時期は熱中症になった時のために保冷剤を準備するなど、「など」で含まれているということで、この文言であれはもう少し違うものも含まれていると考えでいいのでしょうか。

【事務局】広範囲で捉えることは出来ると思います。ただ、常備薬として、いろいろな薬を準備するのではなく、けがや熱中症の対策として、保冷剤という程度を想定しています。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】学童クラブの一般原則の中で、来年度から6年生まで受け入れることとなりましたが、これについて児童館の職員もいろいろな研修を受けていますが、高学年は成長や発達が低学年とはまるで違うので、ぜひ研修等で職員等の資質を高めることができるようにしていきたいと考えていますし、それについても意見をいただければと思います。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】区の規定案で、「設備の基準」について説明がありましたが、「職員」については説明がなかったと思います。待機児童が発生しないような柔軟な対応のために区の規定案があると思いますが、職員の数については、負荷がないようにしたほうがいいのではないかと思います。施設については、急に増やすことは難しいと思うので、ある程度柔軟な対応が必要ですが、職員の数について、定員を超えているクラブがあるので、定員を超えた場合に、職員数をどのようにプラスしていくかの規定が必要だと思いました。

【会長】事務局からありますか。

【事務局】40名の定員に対して2名という規定にしています。実際に40名を超えた部分については、 プラスして職員を配置していますが、国の規定に準じた形で、このまま使わせているのが実情です。

【委員】定員70人のクラブについては、職員はどうなっているのでしょうか。

【事務局】実際に70名というクラブがありますが、そこについては、現員数は40名を割れており、30数名が入っています。実人員に対しての配置をしているので、職員は2名の配置となっています。

【委員】実人員が 70 人になった場合に、基本、区としての職員数の目安は設置しないでスタートする のでしょうか。

【事務局】実際 40 名定員で、定員より多くの申し込みがあり、44 名になった場合も1名プラスしています。預かる子どもの実人員に対して、プラスをしていく予定です。

【会長】よろしいでしょうか。

【副会長】面積について、規定では広さはよく分かりますが、例えばビルの一角などでも問題はないのでしょうか。 設置の場所については問題ないのでしょうか。

【事務局】問題があるのかどうかは承知していないのですが、北区の実態をみると、学校の中に学童クラブを設けるか、児童館、もしくは専用の施設で行っています。

【副会長】専用の施設は事業者から出てくるのでしょうか。

【事務局】公設です。

【副会長】何の規定もないので、もし事業者がいたらどうするのかという疑問でした。それと研修の話がありましたが、この研修の企画は都道府県で行っているのでしょうか。

【委員】研修はこれから、都道府県が行うと聞いています。

【副会長】家庭的保育者は、研修を修了すれば特に資格がなくても従事することができるようになっていて、区で認定していくこととなっていますが、事業がスタートするようになれば、区が研修を企画するのでしょうか。

【事務局】4ページの下の※印の1になりますが、区長が行う研修となっていますので、区が行っていきます。

戻りますが、家庭的保育事業等の事故が発生したときの対応についてですが、10ページの項目の下の3つ目に「準用」があり、「特定教育・保育施設の運営に関する以下の基準は、特定地域型保育事業にも準用する」ということとなっています。例えば 17番で示している事故発生の予防及び発生時の対応などが、こちらに含まれていると解釈をしています。

【副会長】小規模保育事業も同じ考えでよろしいでしょうか。

【会長】ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【副会長】7、8、9、10ページは認定こども園、幼稚園、保育所ですね。小規模保育は別ですよね。

【事務局】9ページの上段までが認定こども園、幼稚園、保育所の記述で、9ページの途中からが地域型保育事業に関する基準となっています。

【会長】他の皆様は理解いただけたでしょうか。

【委員】根底のところですが、基本的に、これの根拠法令ですが、概ねすべての法律が児童福祉法の34条の16だと思います。子ども・子育て支援法と同時に施行になった条文ですか。12ページの放課後児童健全育成事業の条例の「職員」の部分だけ、従うべき基準と参酌すべき基準が2つあり、他の項目は2つの基準を満たす場合であっても、基本、国の基準を準用することとなっていますが、「職員」のところだけ、文言が追加されています。区の規程案の文言ですが、いつのものでしょうか。この文章自体は、どこの条例、省令にあるのでしょうか。

【事務局】児童福祉法の一部改正は平成24年の改正です。

【事務局】従うべき基準と、参酌すべき基準一緒になっているということですが、参酌すべき基準は、そのうちの放課後児童健全育成事業における支援であって、それは、「1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね 40 人以下とする」というところが参酌すべき基準となっているので、当分の間はそれを見ますが、北区は定員を超えて入っている部分もあるので、そのような理由で待機児童を発生しないような対応をさせて頂くこととなっています。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】児童福祉法の文言でしょうか。文言自体が、どこにあるのでしょうか。

【事務局】厚生労働省令第63号の中の第10条の第4項にあります。

【事務局】法律については、改正された公布日は24年8月ですが、施行は27年4月になります。

【会長】他に意見はありますか。

【委員】それぞれの中に「苦情への対応」、「苦情解決」がありますが、そこに「苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の措置を講じること」とありますが、これはそれぞれの事業所ごとに設置するのか、それとも区が何らかの形で設置するということも考えているのでしょうか。

【事務局】それぞれの施設ごとにということです。

【委員】施設ごとで対応できない時は、どのように対応をするのでしょうか。

【事務局】現在の認可保育園では、一次的には園長がうけて、その上の法人が受けてもらい、最終的に は第三者委員会ということで、3段階の苦情の受付をとっています。

【会長】他にいかがかでしょうか。いまは3番目までの基準について、意見を伺っていますが、よろしいでしょうか。それでは4番目の基準について、資料1-1、1-2の保育の必要性の認定基準について、意見ありますか。

【委員】前にも意見を述べてきましたので、受け入れていただけないのは承知ですが、保育園の区域で、

同点の場合に、地域の特性を検討頂けないかと言ってきました。国の制度で無理であるということについては、ここでお答えを頂いていますので、変わった答えを期待するのは難しいと思いますが、小学校や中学校は学区域を重点においています。地元で成長をしていく、地元に還元をしていくという考えからすれば、就学前児童に対して、同点の地域の子どもは 0.5 点でも与えてあげれば、地域の子どもが地域の保育園に通えることとなります。地元の保育園に車で送り迎えをしているのが多く見受けられます。滝野川の子どもが王子に行っており、王子の子どもが滝野川に行っているなど、互い違いになっているところが多くあると思います。保育園の卒園生をみると、小学校 20 人くらいの少人数が、あちこちから来ています。小学校、中学校はいろいろな意味で足枷をして、地元中学でという取り組みを行っています。保育園については、今後の考えはないのか、検討の余地があるのかだけを教えてください。

- 【事務局】第1回目の会議で、委員から意見をもらいました。そのときと現状は変わっていないのですが、今後は話を受けましたので、他の区の現状を把握して考えていきたいと思います。
- 【委員】3番までの説明は、大きな表の中の規定案として説明をいただきました。保育の必要性の認定 基準になると、資料1-2で、こちらに触れない形で説明を受けました。その中で課長の説明で、 2ページの設定についての最後で「・・・とします。」「・・・通りとします。」というかたちで、 案ではなく、説明しますというように受け止めましたが、この子ども・子育て会議で、この場でい ろいろな形で意見交換をするのか、ここで審議をするのかが曖昧です。説明だけで、意見を言って、 計画に反映しないというのであれば、この次の質問はしないので、まず、この質問にお答えください。
- 【事務局】趣旨にあるように、考え方をまとめましたので、ご意見をいただき、必要があれば変えていくということです。 2ページの 3 (1) の表にあるように、対応案ということで、今は案という形で考えています。
- 【委員】北区は現状の認定基準で、短時間の下限が48時間となっています。国の基準だと、48~64時間となっています。標準時間の場合でも1週間あたり30時間程度となっていますが、基準に対する区の規定案として、労働時間の規定を除き、国の基準を採用することとなっています。どうして北区は最低のラインでやっているのか説明をいただきたいと思います。
- 【事務局】保育の必要性についての考えの大本ですが、現行の制度を勘案してということで、現在の実態を基づいて、それほど大きな変更がないという考えです。最低時間が 48 時間となっているのでそれを踏襲しました。
- 【委員】それでは、今、北区では、「子育でするなら北区が一番」といわれています。新制度については、第一義的な責任は家庭にあり、子どもの教育を受ける立場を守ろう、子どもの立場に立って、子どもに対する支援であると捉えていますが、現状に沿ってこの基準となっていると、どう見ても就労支援にしか見えません。子どものことが置き去りになって、長時間、子どもが施設にいて、施設で子どもを育てようという、子どもを親から取り上げて、子どもを育てればいいというように取れてしまいます。そうではなく、考え方の基本の部分にポイントを当てた認定をするなりして、ワークライフバランスとか、なるべく家庭に返してあげるという観点を持っていかないと、これから先も日本の教育、未来が明るいものではないと思ってしまいます。この部分については、そのような観点で、時間を最大限あるいは30時間にしていただきたいと思います。
- 【会長】ありがとうございました。他に意見はありますか。

- 【委員】利用調整基準について、4番の「求職中」というものがありますが、一度専業主婦になってしまった人が、もう一度社会に復帰するときの壁の高さを、この項目を見ても感じることがあるのですが、今は専業主婦であるがぜひ仕事をしたい、求職活動をしたくても傍らに子どもがいて動けない、という負のジレンマに陥るのですが、そういう人たちにも希望の光が見える文言を付け加えていただくことはできないでしょうか。
- 【事務局】現状では考えていません。検討はさせていただきます。
- 【会長】他にいかがかでしょうか。
- 【委員】意見というより、9番の調整指数減点項目の文章の下が飛んでいますが、その項目は文章があったのでしょうか。
- 【事務局】要綱は保育料を滞納しているものとなっていますが、同居の親族についても、減点などを検 討しています。
- 【委員】利用調整基準の7番目で、「小規模保育事業所の卒園児は、連携先施設の連携枠の中で一次利用調整前に利用調整を行う」とありますが、家庭的保育事業等の事業では適用されないのでしょうか。それはなぜですか。
- 【事務局】家庭的保育事業にもあります。新制度への移行の見通しが小規模保育事業所として考えていますので、小規模保育事業所として考えています。現在、認可外として、認証と保育ママなどを行っていますが、現在の区の制度が違っており、すぐに移行できることはないので、今現在、新制度として移っていけるのが小規模事業所だけということで、このように表現しています。そのうち新制度に入ってくれば、それも対象となります。
- 【委員】家庭的保育事業、保育ママに入っている方も、実績があれば入りやすいと口々に言っています。 今の表を見たときに、小規模事業保育所の卒園児に限っているような書き方ではなく、他の事業所 にも適応してほしいと思います。明確になっていないと怖い、という気がしました。
- 【事務局】表現で工夫をして、誤解が生じないようにやっていきます。
- 【委員】2ページ目の(2)の9番の「育児休業中」で、北区では短時間を設けていますが、育児休業中の人は、仕事を休んで子育てをしていると思いますが、そのお母さんを短時間に区分しているという意味は何かありますか。
- 【事務局】上の子どもを預けている間に、下の子が生まれたということで、上の子どもが入っているということでご理解いただければと思います。一人子どもが入っていて、子どもが生まれた時に、育児休業をして自宅にいるので、上の子どもの面倒を見ることも可能な場合もありますが、これまでの預かっていた経緯を踏まえまして、上の子どもについては、保育園で預かるということで、そうであるからこそ、短時間でいいと考えています。
- 【委員】2番の「妊娠出産」で、産前何か月、産後何か月などの区分はあるのでしょうか。
- 【事務局】前2か月、後2か月となっています。
- 【会長】よろしいでしょうか。
- 【委員】保育の必要性の認定に関する基準について、資料1-1で、保育の必要性の認定に関する基準の規定案の別表で、最後のところに「前各号に掲げるもののほか、区長が認める前各号に類する状態にあること」で、区長が認めるような状態は上に書いてあるすべてに類似するものと読み取れるのですが、資料1-2においては、現行の制度に合わせて書いているせいかもしれませんが、「その他、上記に類するものとして区市町村が認める場合」が表の真ん中になっていると思います。こ

の表で上記に類するものは、保護者、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院 等している親族の介護・看護、災害復旧に読めるかと思いますが、下に書いてあるものは、類似性 について、区市町村が認めることができないように見えるのですが、これは単純に表を整えるため にこの様になったのでしょうか。

【事務局】「その他、上記に類するものとして区市町村が認める場合」については、最後に来るのがふさわしいものですが、左右をわかりやすくしたつもりでしたが、逆にわかりにくくなってしまいました。

【委員】前各号に類するということでいいですか。

【事務局】A3の表のとおりとなっています。

【会長】ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。意見があると思いますが、後ほど、メールや文章でいただければと思います。

【委員】4つの項目での条例基準で、部会でも言った通り、来年度の募集に向けて、私立幼稚園は準備 に入っている時期です。そこで問題となるのが、1号認定の問題と利用料の問題が出てきます。仮 の移行調査をしていただいた結果、あまり移行がないと区は踏んでいるようですが、移行していく 施設が現に出ています。そうなった場合に、我々も知らん顔でいいという事にはいきません。公定 価格、利用料の負担額については、この会議では決めないが意見を聞いてもらえる、決まっている 部分は報告をしてください、といいました。この条例の基準が出てきているということは、あらか た固まっていると思っています。公立幼稚園の在り方の部分でも、繰り返し話した方がいいのかも しれませんが、今かかっている公費配分の問題、公定価格についても利用者負担額についても、い ままでのFAQでは、自治体が決めればいいと書いてありましたが、7月 31 日の国の子ども・子 育て会議で、自治体においても、勝手に決めていいよということではない、子ども・子育て支援法 の 27 条に書かれた通り公私の格差はありませんということで、課長から話をしていただき、その 結果を市町村に通知するというように伺っています。そうすると、ここの席でも、そういったこと を踏まえながら基準を出していただき、最終的には決めるのは議会でなのですが、決めるプロセス で、この会議が活用されないというのは、法律でもきちんと書いてあるわけでおかしいのではない かと思います。基準を出してくれるということで、楽しみに待っていましたが、書類がなかったの で、この場で提示があるのかと思いましたが、そうではないようだったので、伺いたいと思いまし

【事務局】利用者負担については、まだ区では固まっていない状況です。できる限りの準備はしていますが、1号単独分の割合が示されていない部分もありますし、区の予算編成も考えながら、折り合いを見ながら考えていかないといけないと思っています。ただ、区が主体となって決めさせていただきますが、ご指摘の通り、会議においても報告をさせていただく様に考えています。

【委員】具体的にいつの会議で取り上げて頂けるのでしょうか。

【事務局】議会で議決をしていく形となります。27年の第1回の定例会議で出していきたいと考えていますので、その前にとはなりますが、何月の会議ということは報告はできません。

【委員】そうすると募集ができません。募集をするなということですか。施設型給付は無理だから、来 年度はそうしないで1年先延ばしにするという考えでしょうか。

【事務局】私立幼稚園の先生と話をしていますが、価格の部分がはっきりしないと、募集しづらいということで、意見をたくさんいただいております。ただ、状況は今話した通りで、例えば利用料につ

いてはこのくらいの時期で決まりますなどの例えばの示し方で、区として出させていただきますが、 まだ今後変更があり得ますということでの但し書きをつけて募集をしていただけないかという話 をしています。

- 【委員】都の基準、国も決まっていないからできないというのが現状だということはわかりますが、それに対して、区から都や国に早く決めるような依頼をしていただくことは可能でしょうか。
- 【事務局】都にも話をしており、都の担当者も国に話をしていると言っていました。都に情報があれば、 すぐに教えてほしいという申し入れもしておりますし、状況をみて、都や国なりに現場の状況を訴 え、申し入れをしていきます。
- 【委員】是非行ってください。明日、24 市は都が集めてヒアリングをします。区からは一つもそのような話が来ていないので、やらないと言っています。是非お願いします。
- 【会長】それではよろしいでしょうか。
- (2)「区立幼稚園の今後の方向性」について
- 【会長】「区立幼稚園の今後の方向性」についての資料2について説明お願いします。
- 【事務局】就学前教育・保育部会において、「区立幼稚園の今後の方向性」について、第3回目の会議から審議を行っていただきました。議論の参考に資するために、国が推進し、他の区でも推進しています認定こども園の視察を行いました。第4回の部会においては、視察を踏まえて、審議を行っていただきました。部会の議事録がまだできておりませんので、今までの審議の結果と、委員のご発言の概要をご報告いたします。資料は、委員の発言の一部を抜き出して整理いたしましたので、発言が違っている場合は、説明終了後、皆様からご意見をいただければと思います。

資料2について説明いたします。部会の開催日です。第3回は6月20日、第4回は7月25日に 実施いたしました。認定こども園の視察については、第3回の部会開催後の7月3日に開催しております。視察には、就学前教育・保育部会の委員以外にも参加をしていただいています。視察先は、幼稚園型認定こども園の目黒区立げっこうはらこども園、幼保連携型認定こども園の台東区立石浜橋場こども園の2か所でした。次に審議の経過を説明します。

第3回の部会では、事務局より区立幼稚園の現況から説明しました。区立幼稚園設置の背景として、昭和45年ごろから、区内の4、5歳児の人口がピークで、12,000人強いたため、私立幼稚園が不足し入園競争率も高まりました。このことを受けて、区では昭和46年に北区幼稚園審議会を設置し、北区立幼稚園の適正配置及び運営の基本方針について審議し、その答申を受け、47年に私立幼稚園の不足を補完するため、区立うめのき幼稚園とたきさん幼稚園が設置されたこと、昭和47年から55年にかけて、10園の区立幼稚園を開設しましたが、その後の人口減少に伴う幼児数の減少などにより、多くの区立幼稚園で定員割れとなり、そのため、平成7年の幼稚園審議会の答申で、応募幼児数が定員数を下回る幼稚園については、休園、廃止の方針を打ち出したことにより、その方針に基づき、その後4園が廃止となり、現在6園が運営していることを説明いたしました。その後は幼稚園教育目標、入園申し込み資格、募集人員、申し込み方法等の説明をしました。

次に、北区幼稚園審議会の説明をいたしまして、審議会設置の目的、所掌事務などを説明し、続いて、審議会の第1次から7次までの答申の内容を説明しました。第7次の答申については、現在の北区の就学前教育保育及び区立幼稚園の運営に深くかかわっていることと、また、第7回の審議会の答申が今も生きていることを説明しました。第7次答申の内容を説明しますと、諮問事項は大

きく2つあり、1つ目は就学前教育保育の機能充実についてです。答申は4点出され、北区の特色である、学校ファミリーを発展させ、幼児教育と学校教育の連続性を確保することにより、就学前教育の機能充実を図っていくべき。2として、就学前教育機能充実の拠点を整備して、在宅の子育て家庭の教育力の向上を図るなど、子育て支援向上のための子育てサポート体制を構築すること。3点目として、幼保総合施設の国の検討結果や、私立幼稚園の預かり保育等の成果も踏まえ、実情に適した幼保一元化のあり方を早急に検討する必要があること、4点目は、私立幼稚園と保護者への支援の充実と、公私格差の是正については、私立幼稚園が就学前機能の充実に努められるよう、支援策を検討すべきであるということです。二つ目の大きな諮問事項としまして、区立幼稚園のあり方についてです。答申については、区立幼稚園については、就学前教育の機能充実を図れる施策の実施、及び地域事情を勘案して、弾力的に対応することを条件として、区立幼稚園の廃止、縮減はやむを得ないという内容でした。これらの答申については、現在も北区の就学前教育保育及び区立幼稚園の運営に密接にかかわっていること、今後の区立幼稚園の方向性を議論していただく際には、第7次の答申が生きていることを踏まえていただくことを説明しました。

次に、就学前教育保育の充実を図るための教育施策であるとか、きらきら0年生応援プロジェクト事業を中心とした、北区の就学前教育の取り組みを紹介しました。

次に認定こども園の制度創設の背景、国における推進の考え方等を説明したのちに、区立幼稚園の 方向性について議論をいただいたところでございます。

第3回の6月20日の下をご覧ください。第3回の会議において、各委員から出されました意見の概要になります。審議の中における、事務局等への質問は省略させていただいております。

- 【会長】すいません。一つ一つ説明をいただいていると時間が厳しいので、細かいところは省いていた だき、読んでください。
- 【事務局】「丁寧に子どもを大切にしている教育をしているところが、区立幼稚園なので、ぜひそれを 忘れずに数値だけ見て動かないようにしてもらいたい。」「新制度の中で、認定こども園も制度とし て打ち出してきて、そこで待機児解消策で、認定こども園の方向として進んでいくこと、供給を整備することは、有意義である。」「6か所の幼稚園が、認定こども園に移行するとなると、供給過剰になる心配もある。地域的なバランス。地域的な供給のバランスを考えないと、子どもの取り合いになる。」「認定こども園になったことにより、児童数が減ったということがでてくると、困った話であり、精査してもらいたい。制度的に区立の幼稚園が認定こども園に移行していくことは、いいことだと思う。」
- 【会長】一つずつ読んでいくと時間がかかるので、皆さん、事前に配布されていますので、読んでいる と思うので、どうしても言っておきたいところだけ、限定していただければありがたいです。
- 【事務局】それでは、2ページをご覧ください。「保護者としては利便性、幼稚園の教育の魅力があるかを考える。幼稚園の自宅との距離、保育時間、給食の有無、バスの有無、教育内容、授業料の関係、先生の質、教育方針などを見て、私立と区立を比較して、魅力等を検討するのが実際の3歳の幼稚園に入れる保護者の考えだと思う。」という意見をいただきました。「子どもに対する食育と親に対する意識の向上を図るための取り組みが大事。北区としても力をいれてほしい」ということです。

3ページをご覧ください。「労働者、先生の就労条件の改善を求める。労働条件が高まることに よって現場の先生のモチベーションが高まると思うし、教育の質も上がってくると思う。」「区立幼 稚園のあり方が論点。区立幼稚園の廃止は反対である。」という意見です。

次に、第4回の意見を紹介します。「げっこうはらが幼稚園型の認定こども園ということで、もともと区立の幼稚園を利用されている方が引き続き利用されている方が多いと思うのですが、スムーズな運営だったのではないかと思う。区立の幼稚園はあのような形で残っていくことも有効かなと思う。」次に、私立幼稚園協会としての要望をいただいております。「公立幼稚園の経費は、今回示された公定価格を大幅に上回っている。公私間格差の解消を今回の新制度施行にあわせ実施してほしい」「設置された経緯を無視して就学前教育のノウハウ及び成果の継承をいうのであれば、まず適切な保育料の設定と、公立幼稚園に通う以外の子どもに対する公費の配分の充実を図るべき。」「認定こども園移行にともない、子どもが長時間施設に縛られることになることをどう考えるのか。」「私立幼稚園は、これまでも預かり教育の充実に努めてきた。認定こども園移行を検討する前に、まず預かり保育の実施を検討すべきでは。」「子ども・子育て3法の付帯決議である私学助成及び就園奨励費の充実を求める」などの意見をいただいております。

4ページをご覧ください。「内閣府の認定こども園についての調査結果がある。認定こども園が一番評価が高い。だが、簡単ではない。不安ももっともだと思う。職員ががんばって、一緒に作っていくしかない。幼稚園でもなく、保育園でもなく未知の世界だ。」「いろいろな働き方、社会参加、子育てへの考え方がある。保護者のニーズからすると、選択肢が増える。」という意見です。

5ページをご覧ください。「23年度に東京都公立幼稚園 P T A連絡協議会が60園くらいの幼稚園、こども園にアンケート。PTA 活動がこども園になってちょっと難しくなった。長時間、短時間保育の保護者の連携が難しいという意見。小学校に入ってからみないっしょになるので、こういったところから保護者の連携を図ってほしい。」最後の方になりますが、「親の就労を支援することも大事だが、親の子育て支援をすることが重要になってきている。学校教育法の限界と児童福祉法の限界をのりこえる意味で、子育て支援を第3の機能ととらえ子育て支援の情報を発信していく認定こども園が生まれてきたわけだが、未知の世界であるのでいろいろ議論はあると思う。」ということです。

以上が、部会員から発言をいただきました内容となります。事務局でのまとめには至っておりませんが、ある程度の意見は出たと受け止めております。今後の進め方ですが、これまでの意見や本日の意見を取りまとめる形で、次回の部会で一定程度の方向性、アウトラインを示して、それを議論していただいて、答申のとりまとめを進めたいと考えております。

【会長】ありがとうございました。意見お願いします。

【委員】7月3日に目黒区と台東区の視察に行きましたが、違うタイプですので、一長一短ありました。 区で検討していく一つの礎にはなると思います。今日、傍聴に園長さんがいると思いますが、承知 の上で話します。私立幼稚園の補完ということで、区立幼稚園の設置の経緯があります。幼稚園審 議会での第7次答申で、条件さえ整えば、区立委幼稚園の廃止・縮減もやむを得ないということが、 審議されているということで、現在も継続されている考え方ということです。

今後も続く幼児の人口の減少、一部の園を除き、区立幼稚園の定員割れをしていることを考えますと、区立幼稚園6園がそのまま存続することは、検討する余地があると思います。区立幼稚園は税金を使って運営をしています。定員を確実に確保するのは区の責任であると思っています。納税者も求めていることと思います。そのことを考えると入園の希望者の需要と供給を踏まえて、すべての区立幼稚園の存続には若干の疑問符がつくと思います。前段で話がありましたように、区、行

政については、説明があったように、就学前教育は責任をもって取り組んでいくと言っていますので、今ある園を適正に減らしても、今度考えている公立の認定こども園を設置して、就学前教育を充実させていく必要があるのではないでしょうか。これまでの区立幼稚園の先生方が培ってきた就学前教育保育のノウハウや成果は財産だと思っていますが、それをこれからも継承して発展させていく必要はあると思う。どのような形であろうと、これから議論されていくと思いますが、公立認定こども園に一部の園はつながってくるのではないかと説明と資料を見て考えています。

【会長】ありがとうございました。

【副会長】議論の中ですので、意見を述べるというよりも、個人的な考えとして、幼保の一元という制度が始まって、70年たっています。これからの70年の長期的な視点を見ていく必要があると思います。幼保の考え方よりも、幼児の学校教育というのは、就学前の子どもを考えると、一体的に行うことがとても大事だと思います。今までの70年の中で培われた幼稚園教育と保育所の保育というものが、それぞれに充実してきて、その発展の過程の中に、それぞれの機能の拡大や強化が行われていくことが10年くらい続いていくと思いますが、これからの長い見通しの中で、就学前の子どもたちを育てていくというビジョンを持ちながら、区がひとつの形を示すことは大事だと思います。

【会長】ありがとうございました。他に委員のみなさまから意見はありますか。

- 【委員】最初の会議でも申し上げたかもしれませんが、私立幼稚園が定員割れで、区立幼稚園の廃止の方向という話がありましたが、私の周りにいるママも、区立幼稚園を魅力的に感じるという声をいただいています。なぜ選ばないかというと、年中からであって、年少の1年間がとてもしんどい。子どもと2人となる、周りの友達は私立幼稚園で年少から通園してしまって、子どもと2人きりになってしまうことがとてもしんどいので、区立幼稚園を躊躇してしまう。区立幼稚園が年少からであれば、ぜひ行きたいという声がたくさんありますので、生の声として伝えておきたいと思います。
- 【会長】他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これからも部会が続くので、議論ください。時間が押しているので、次に移ります。
- (3)「北区子ども・子育て支援計画 2015 (素案)」について
- 【事務局】それでは、資料3の北区子ども・子育て支援計画 2015 について説明いたします。こちらについては、昨年 12 月の会議と3月の会議で(仮称)北区子ども・子育て支援事業計画骨子案ということで示し、ご議論いただきました。その後、子育て支援施策部会を中心に構成等の検討をしてきました。前回、7月9日に子育て施策部会がありましたが、その時よりも内容を若干修正し、書き込むことができるところは書き込んで本日お示ししました。就学前教育・保育部会で議論いたしました、特定教育・保育の見込みと確保の内容及びその実施時期についても、含んでいます。

では、表紙をご覧ください。タイトルを見て、変わったと思った方もいたと思います。事務局で 5つほど名称を提示させていただきました。そこで子育て施策部会の意見を踏まえて、「北区子ど も・子育て支援計画 2015」というものを皆様からご了承をいただければ、この名称で固めていきた いと思います。

2ページをご覧ください。目次となっており、「第1章 計画の策定にあたって」「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題」です。 2章では、ニーズ調査の結果も踏まえまして、1から5番の現状をまとめ、6番で課題をまとめるという形となっています。「第3章 計画の基本的な考え方」

では、こちらに示した形となっています。第4章では、次世代育成支援行動計画の内容が入っています。「第5章 子ども・子育て支援事業計画」となっています。「第6章 計画の着実な推進に向けて」となり、6章の構成となっています。

第1章をご覧ください。「1 計画策定の背景と趣旨」ということで、少子化の動向や国の法改正の趣旨などを踏まえて、「北区子ども・子育て支援計画 2015」を策定していくことを示しています。

5ページでは、計画の位置づけです。前回と変更していますが、本計画を中心に書いて、それに関する法律と関連計画を書きこみ、もちろん基本計画・基本構想の考えも含んでいるということを文章と図で示しています。6ページの計画の期間は、27年度から31年度までの5年間としています。ただ、第5章の部分の子ども・子育て支援事業計画については、計画の内容とかい離が生じた場合については、計画の中間年度を目途に見直しをすることとしています。(2)には「北区子ども・子育て会議の開催」ということで、25名の委員の皆様に、月1回程度集まり議論をいただいていることを記載しています。

7ページからは、第2章となり、「子ども・子育てを取り巻く現状・課題」ということとなっています。細かな説明は省きますが、8ページの「子ども人口の現状」から、北区のさまざまな現状が33ページまで続きます。事業の実績やニーズ調査の抜粋を含め、現状を整理しています。

34 ページをご覧ください。これまでの現状を踏まえて子ども・子育て支援施策の充実に向けて、このような課題が考えられるのではないかということで5つの柱で整理をしています。36 ページまで続きます。

37ページでは、第3章で「北区子ども・子育て支援計画 2015」の基本的な考え方ということで、 基本理念、視点、基本方針など、昨年度議論をいただいた内容を含め、また、施策部会で子どもの 人権という話もいただきましたので、そのあたりも盛り込み、文章も含めまとめています。

38ページでは、「北区子ども・子育て支援計画 2015」の体系ということで、計画の中に「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の二つで構成されていることを体系化して、示しています。

39ページご覧ください。今までの次世代育成支援行動計画を踏まえるとともに、次世代育成支援対策推進法が延長されたことを踏まえた計画ということで、計画の考え方、施策目標などを、第4章最初で記載しています。

41ページでは、次世代育成支援行動計画の体系ということで、基本方針があり、施策目標と個別目標を示しています。

42 ページからが、各個別目標別事業の考え方、主な取り組み事業を掲載することとなりますが、まだ、リード文を箇条書きで入れてはいますが、庁内調整が済んでいないので、意見をいただければと思っています。主な取り組み事業にしても、今後精査をして、盛り込んでいく予定です。この内容が48ページまで続いています。

49 ページまで進んでいただき、第5章子ども・子育て支援事業計画ということで、子ども・子育て支援法に基づき作っていく計画ということで、1番で子ども・子育て支援事業計画の考え方、2番で区域設定、3番で人口推計について説明を入れています。

50 ページにはグラフがありますが、タイトルが漏れており、人口推計のグラフとなります。次回はタイトルを付けます。 4番で子ども・子育て支援事業計画の体系を示していますが、(1) 幼児期の学校教育・保育について議論をいただいているのが就学前教育保育部会で、(2) 地域子ども・

子育て支援事業について議論いただいているのが子育て施策部会となっています。それぞれの部会で議論いただいた内容を踏まえて、51ページ以降に記載をしています。

一点、補足です。56ページをご覧ください。妊婦に関する健康診査の事業概要と今後の方向性を示していますが、量の見込みの欄を見ると、平成27年度で34,772人となっていますが、これだけを見ると、妊婦の方がこれだけいるように見えますが、こちらについては、修正をしたいと思います。推計妊婦数に一人当たりの健康診査の平均受診回数が12.85回と出ていますので、推計妊婦数に平均受診回数を乗じた数になっています。こちらについては、修正をします。

57 ページをご覧ください。漏れがあり、今後の方向性のところに表が載っており、タイトルがついていません。上のタイトルが「乳児家庭全戸訪問事業」、下のタイトルが「養育支援訪問事業」となっています。次回は修正します。

60 ページに同じような間違いがあり、「一時預かり事業」ですが、上の表は「幼稚園の一時預かり」、下の表が「上記以外」ということで、保育園の預かり保育、緊急保育、ファミリーサポート、トワイライト、ショートステイとなります。次回修正いたします。

63ページをご覧ください。放課後児童健全育成事業(学童クラブ)についてです。7月9日に示したものと修正した箇所があります。表を見ていただくと、4~6年生のところが「検討中」となっています。こちらは、その後国の考え方も踏まえまして、当面は児童館や放課後子どもプランを活用しつつも、学童クラブの対応の方向性を探る必要性があるのではないかということで、事務局としても検討中となっています。

65 ページご覧ください。「第6章計画の着実な推進に向けて」について、前回は今の計画の内容をそのまま踏襲して書いていましたが、3つの柱に分けていますので、こちらに関しても意見をいただければと思います。

最終ページについては、今までの会議、部会の開催の経過を、簡単ではありますが、まとめています。計画の説明は以上です。

- 【会長】ありがとうございます。皆様にお願いがあります。予定の時間を過ぎています。後 15 分の延長をさせてください。それ以上の延長は会場の都合もあると思いますので、15 分程度でまとめたいと思います。資料3について、説明いただきましたが、質問・意見ありますでしょうか。一つ目は名称についてと、ご意見は簡単にお願いします。
- 【委員】36ページのワークライフバランスのところですが、図表をいくつも見てくると、女性が結婚して、子育ての時期に仕事をやめるとか、育児休業を男性がとれていないなどの図表があり、結局、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備が必要であることや、「男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担いあうことが望まれる」ということが書いてあり、これは国でも言われていることですが、その半面、32ページの12~18歳の区民のニーズ調査で、「将来の仕事、子育てについて」八つある質問の中から、なぜこれをピックアップしたのか、疑問です。「子どもが小さいときだけ女性が家にいて、子どもが大きくなったら、男性も女性も働いて~」という回答の数が一番多くなっています。これを見ると、女性のみ育児休暇を取得するとか、一時仕事をやめて、子育てをしてほしいということが子どもの希望なのか、という見方をされるのではないかと危惧しています。

ニーズ調査の報告書を見ると、「子どもの世話は、父親も母親も同じにするのがいい」という質問では「そう思う」の割合が一番多く、5割くらいあり、「どちらかといえばそう思う」を足せば

子どもの4分の3近くがそう答えています。女性は子どもを産んでも、仕事を続けたほうがいいという設問については、半数が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」ということも言っているので、ピックアップする調査項目を違うものにした方が、子どもの考えが社会のあり方について変化しているということがわかると思います。

同じく36パージのワークライフバランスについてですが、5年前、前回の行動計画の時も、「ワークライフバランスを普及啓発していく」となっていたのに、今回、「ワークライフバランスという言葉があちこちで聞かれるようになりました」というのは、どうかと思います。たとえば、「ワークライフバランスという言葉が広まりつつあります」がいいのではと思います。

そして、これを事業に結び付けていく 48 ページの (5) では、「普及啓発」ではなく、「ここ 5 年、周知啓発事業を行ってきたが、社会の状況はなかなか進まないので、引き続き周知啓発活動を行う」など、この 5 年間の皆さんの努力を加味して書いていただければと思います。

【会長】ありがとうございます。意見を参考にして、検討してください。

【委員】質問ですが、今までの親会議及び部会等での意見等は、区長に報告しているのでしょうか。 2 点目の質問として、この会議で出た意見が、計画案に反映されているのかということ。反映されているようであれば、どのような部分かを教えていただきたいと思います。

次に要望で、労働者組合ということで、労働者の代表としてこの会に出ていますが、新制度が実 施されることによって、子どもとかかわる現場の処遇改善等を行い、子どもを預けるのは労働者に とっても、安心して預ける環境が整備されるべきであると考えています。預かる側、預ける側の両 方が幸せになるのがいいと思います。ただ、会議の前に配った資料ですが、「北海道労働局の是正 勧告と保育職場の労働実態について」となっているように、北海道の保育所では労働局の是正を受 けるまでにひどいものとなっています。新制度の実施に伴って、保育従事者の処遇改善がうたわれ ていますが、しっかりと労働者の賃金に反映されるような条例、規則等をつくってもらいたいと思 います。我々、労働組合連合においても、トップに対して要請を行っており、連合北においても、 北区の職員においては、何度も要請を行っています。特に、子ども・子育てに関する事業について は、今後区、都、国などの公の機関が主体的に担っていただき、区に関しては独自に計画を策定実 行し、国や東京都に要請を行っていただきたいと思います。国や都の計画を見ると、主体的な書き 方となっていませんので、北区に関しては、行政が先頭に立って、推し進めるという書き方にして いただきたいと思います。これまでの会議では、家庭、地域、法人が担う部分が子育てに対しては 非常に大きいと意見がありましたが、これに関しても、ベースとしては、行政が行う公的扶助やセ ーフティーネットがあって成り立つものです。保育園、児童館など公立施設が、指標になるように、 北区の計画においては、北区が子育ての基盤づくりを率先して行うことを表記し、行っていくこと を要望します。

【事務局】区長の報告については、これまで、議会等の機会を捉え、話はしています。これまでの細かい意見までは言っていません。本日、基準案についても意見をいただいていますが、これから、計画に関しても皆様の意見を踏まえて固めていくこととなるので、ある程度、形が見えてきた時点で、今までの経過や皆様からの主な意見を踏まえて区長に報告していきます。計画のどんなところに反映をされているかという意見ですが、まず、名称や体系図についても親会議からの意見をいただいていました。先ほど説明しまたが、子どもの人権の視点についても、リード文で入れられるところに、現状でも入れている状況です。行政だけでなく地域でも子育て支援を行っているという意見も

いただいていますので、その点については、6章の2についても記載をさせていただいております。 計画を作っている段階ですので、文章の表現の意見をいただきましたが、細かい部分でも意見をい ただければと思います。

- 【委員】依頼が2点あります。子ども・子育て支援新制度の基本的な考え方である、子育ての第一義的責任は家庭にあるという、基本的な大切な考え方が文章に見当たらないので、必ず書いていただきたいと思います。それに伴って、43 ページに書いてあります、「経済的負担の軽減」の項目に、0~3歳まで、就園前の家庭で保育を行っている子どもに対しての経済的支援策について書いていただきたいと思います。
- 【会長】ありがとうございます。他に、意見があればお願いします。
- 【委員】病児病後児保育について、平成 27 年に開始予定となっているので、できれば詳細がどこまで 決まっているのか、分かれば今でなくてもいいので、いただければと思います。

【事務局】後日提示します。

【会長】他にありますか。

- 【委員】7ページで、地区別があります。滝野川東地区に堀船が入っています。堀船地区から強い要望がありまして、堀船は王子ではないかという要望があります。役所の責任ある方の話では、来年以降は王子地区に変わると言っています。これも同時に変わってくるのでしょうか。
- 【事務局】この計画については、現状の7地区の割り方で進めていきます。中間年の見直しの時に、必要性を見て状況を見て考えていきます。
- 【会長】ありがとうございます。いかがかでしょうか。
- 【委員】13 ページの2-(1)の下に \bigcirc が4つあり説明がありますが、(2)、(3)のところには何の説明もありません。よく読んでみると、(1)の4つの \bigcirc は、(2)、(3)の説明も含んでいます。 (1)の上にまとめておくか、それぞれの下に、分けて書くか、他のページとの整合が取れると思います。
- 【会長】13ページの書き方について検討してください。よろしいでしょうか。
- 【委員】39ページの(3)の「未来を担う人づくり」のところに、かなり、子どもの人権のことを入れ 込んでいただき、ありがとうございました。そこの中に「幼児期からの人権教育を図ります」とあ りますが、ぜひ 45、46ページの具体的な施策、事業のところで取りこんでいただけるようよろし くお願いいたします。46ページで子育て会議でも議論があった、こども未来館の活用についての事 業や施策も盛り込んでもらいたいと思います。
- 【会長】まだまだ意見をいただきたいですが、お時間が来ましたので、よろしいでしょうか。1週間以内に、メール等で事務局に意見をいただければと思います。名称についても意見があればお願いします。最後に次回の会議の日程を確認します。

(4) その他

【事務局】次回の会議は9月 12 日に、親会議を開催します。本日いただいた意見を踏まえ、修正して計画を示していきたいと思います。時間は6時 30 分からで、場所は北とぴあのスカイホールとなります。その後、10 月 3 日に就学前教育・保育部会があり、10 月 29 日に親会議を、開催します。そこでは、計画の案について概ね固めていきたいと思います。本日、まだお気づきの点があると思いますので、明日、メールを送り、意見をもらう日時を送りますので、忌憚のない意見をいただけ

ればと思います。

3 閉会

【会長】ありがとうございました。時間を超過してしまい申し訳ございませんでした。今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。